

大阪広域環境施設組合条例第2号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（平成27年条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(通勤手当)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 通勤手当の額は、組合規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として組合規則で定める期間をいう。以下同じ。）の通勤に要する運賃等の額に相当する額又は自転車等の使用距離に応じて支給単位期間につき組合規則で定める額とする。</p> <p>[削る]</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第16条 [同左]</p> <p>2 通勤手当の額は、組合規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として組合規則で定める期間をいう。以下同じ。）の通勤に要する運賃等の額に相当する額又は自転車等の使用距離に応じて支給単位期間につき組合規則で定める額とする。<u>ただし、次に掲げる額の合計額が55,000円を超えるときは、支給単位期間（当該合計額が55,000円を超える者の通勤手当に係る支給単位期間が複数ある場合にあつては、そのうち最も長い支給単位期間。次の各号を除き、以下同じ。）につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>(1) 支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額を当該支給単位期間の月</u></p>

[削る]

3 第1項第2号に掲げる職員で、自転車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が組合規則で定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（組合規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として組合規則で定める額
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 次に掲げる額の合計額が55,000円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、支給単位期間（当該合計額が55,000円を超える者の通勤手当に係る支給単位期間が複数ある場合にあっては、そのうち最も長い支給単位期間。次の各号を除き、以下同じ。）につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

- (1) 支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額を当該支給単位期間の月数で除して得た額
- (2) 自転車等の使用距離に応じて支給単位

数で除して得た額

- (2) 自転車等の使用距離に応じて支給単位期間につき組合規則で定める額を当該支給単位期間の月数で除して得た額

[新設]

[新設]

期間につき組合規則で定める額を当該支給単位期間の月数で除して得た額

- (3) 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として組合規則で定める額を当該支給単位期間の月数で除して得た額

5・6 [略]

(特殊勤務手当)

第19条 職員が次に掲げる特殊な勤務に従事した場合において、その勤務に対し給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その勤務の特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるときは、その勤務の特殊性に鑑み、業務能率及び技能の高揚に応ずるよう定めた特殊勤務手当を支給することができる。

[(1)・(2) 略]

- (3) 外国に所在する公署（これに準ずると管理者が認めるものを含む。）における勤務

- (4) 著しく複雑又は困難な勤務その他通常の勤務と異なった特殊な勤務

2 特殊勤務手当の種類及び支給される職員の範囲並びにその額は、別に条例で定める。ただし、前項第1号、第2号又は第4号に掲げる特殊な勤務に従事した場合における特殊勤務手当の額は、特別の事情がある場合を除き、1月につき給料の月額100分の25を超えてはならない。

(宿日直手当)

3・4 [同左]

(特殊勤務手当)

第19条 職員が次に掲げる特殊な勤務に従事した場合において、その勤務に対し給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その勤務の特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるときは、その勤務の特殊性にかんがみ、業務能率及び技能の高揚に応ずるよう定めた特殊勤務手当を支給することができる。

[(1)・(2) 同左]

[新設]

[新設]

2 特殊勤務手当の種類及び支給される職員の範囲並びにその額は、別に条例で定める。ただし、その額は、特別の事情がある場合を除き、1月につき給料の月額100分の25を超えてはならない。

(宿日直手当)

<p>第23条 宿直勤務又は日直勤務（以下「宿日直勤務」という。）を命ぜられて勤務した職員には、その勤務1回につき、<u>6,100円</u>を超えない範囲内において組合規則で定める額を宿日直手当として支給する。</p> <p>[2 略]</p> <p><u>(外国勤務職員についての適用除外)</u></p> <p><u>第31条 第14条から第18条まで及び第20条から第26条までの規定は、第19条第1項（同項第3号に掲げる特殊な勤務に従事した場合に限る。）の規定により特殊勤務手当を支給される職員には適用しない。</u></p> <p><u>第32条～第39条</u> [略]</p>	<p>第23条 宿直勤務又は日直勤務（以下「宿日直勤務」という。）を命ぜられて勤務した職員には、その勤務1回につき、<u>5,800円</u>を超えない範囲内において組合規則で定める額を宿日直手当として支給する。</p> <p>[2 同左]</p> <p>[新設]</p> <p><u>第31条～第38条</u> [同左]</p>
<p>備考 表中の[ ]の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(宿日直手当に関する経過措置)

2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例第23条第1項の規定は、施行日以後に支給すべき事由が生じる宿日直手当について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じた宿日直手当については、なお従前の例による。

(施行の細目)

3 この附則に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。